

医療 ADR あっせん・仲裁人候補者

氏 名	大森 夏織
事務所	東京南部法律事務所
住 所	東京都大田区蒲田 5-15-8 蒲田月村ビル 4 階
電 話	03-3736-1141
F A X	03-3734-1584

主 な 経 歴	
	<p>1992 年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会） 東京南部法律事務所入所</p> <p>1999 年頃より、医療事件（患者側）を仕事の軸足にしている。</p> <p>東京三会医療関係事件検討協議会委員、東京三弁護士会法律相談協議会医療 P T 委員、診療関連死モデル事業評価委員、産科医療補償制度原因分析委員（サポート）など。</p> <p>医療問題弁護団、医療事故情報センターに加入。</p>
医 療 機 関 側 ・ 患 者 側 の 別	
患者側	
主 な 取 り 扱 い 分 野	
医療事件（患者側）以外の取扱は一般民事、破産管財、航空労働事件。	
主 な 著 書	
	共著：青林書院「医療訴訟」、学陽書房「医療事故の法律相談（医療問題弁護団編）」

仲 裁 人 の メ ッ セ ー ジ	
<p>医療は、医療従事者と患者が共同して行うものであり、診療情報の共有、医学的機序の究明が出発点と考えます。</p> <p>医療 ADR においてはこの出発点をふまえ可及的に双方納得のいく解決、歩み寄りを目指します。</p>	